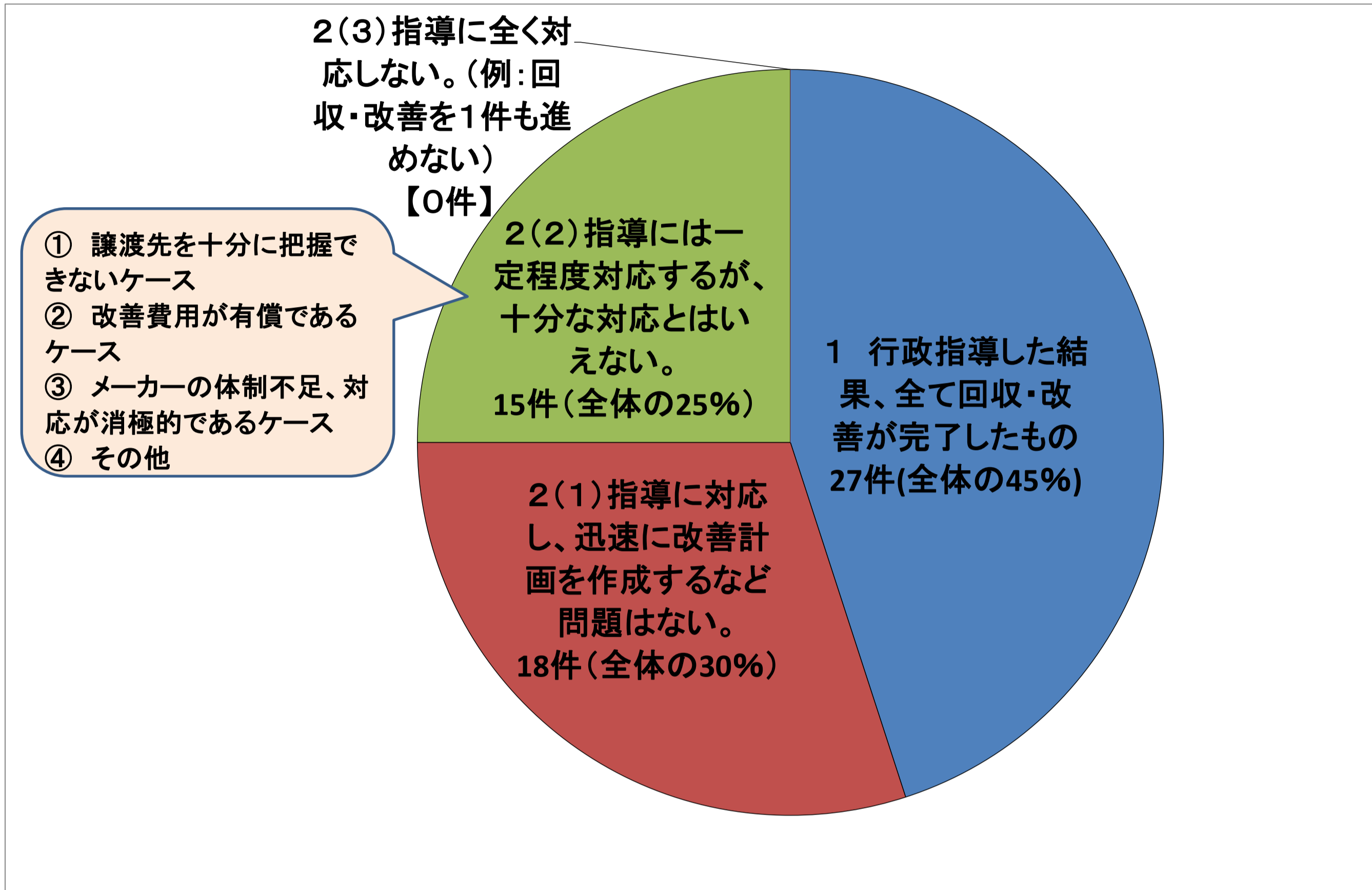


**D-1の機械等で回収・改善が進まない事例の理由**  
 ※調査対象は過去10年(平成15年度から平成25年6月分まで)



1 行政指導した結果、全て回収・改善が完了したもの	27件 (全体の45%)
2 現在も行政指導中のもの	33件 (全体の55%)
(1) 指導に対応し、迅速に改善計画を作成するなど問題はない。	【18件】(全体の30%)
(2) 指導には一定程度対応するが、十分な対応とはいえない。	【15件】(全体の25%)
① 譲渡先を十分に把握できないケース	
・メーカーの名簿管理が悪い又は販売店などの協力が得られないため、エンドユーザー情報を十分に把握できない。	
② 改善費用が有償であるケース	
・改善が有償であり、エンドユーザーの理解が進まない。	
③ メーカーの体制不足、対応が消極的であるケース	
・中小零細企業であり、改善に時間を要する。	
④ その他	
・農家や一般消費者が個人で使用するもので、事業場以外に販売するものがある。	
(3) 指導に全く対応しない。(例:回収・改善を1件も進めない)	【0件】

## D-1の機械等で回収・改善が進まない事例の理由(主に回収改善率が20%以下のもの) H25.8現在

命令又は要請の区分	該当機械等	機械等の記号	発見時における災害の有無及び程度	違反の有無(違反条文)及び違反の内容※	回収、改善命令(要請)年月	A 回収、改善予定台数	B 措置済台数	措置割合B/A(%)	回収・改善が進まない事案の理由(主に回収改善率が20%以下のもの)
命令	切断用研削盤	C	無	研削盤等構造規格(研削といしの覆いが不十分)	平成21年12月	約12000	35	0.3%	【理由①、③】 ・メーカーが零細企業であることに加えて、販売店や特約店による協力が不十分で、機械の譲渡先が把握できないため。
要請	ネギ皮剥機	D-1	無	安衛則第25条(機械の側面部にある動力伝導部であるベルト部分に覆い又は囲いを設けていない)	平成19年11月	1022	12	1.2%	【理由①、④】 ・事業場で使用するのは12台のみで、当該12台については改善が完了しているが、その他は労働安全衛生法の適用がない個人農家で使用されており、十分な指導ができないため。 ・既に10年以上前から販売しており、販売店によっては販売先の記録がない等の事情があり、機械の譲渡先が把握できないため。
	アームステッチャー	D-1	無	安衛則第25条(段ボール用針打ち機械の调速部分(プーリー)及びベルトの一部(作業位置側)に覆いが無い)	平成20年4月	約60000	約15000	25.0%	【理由①】 ・昭和30年代からの製造のため、売渡し先名簿が廃棄されていたり、2次以下のユーザーが不明であるため。
	攪拌機	D-1	無	安衛則第25条(攪拌機の駆動軸と攪拌羽との回転軸とを固定するためのボルトが埋頭型又は囲いではなく突起となっている。)	平成20年12月	492	61	12.4%	【理由①】 ・譲渡先等の把握について、全国に販売されており、売渡し先名簿が廃棄されていたり、2次以下のユーザーが不明であるため。
	ベルトグラインダー	D-1	無	安衛則第25条(動力伝導部に覆い又は囲いを設けていない)	平成22年5月	52023	951	1.8%	【理由①】 ・当該機械については、特約店・販売店を通じて販売しており、所有者が判明していないものが相当数あるため。
	ベルトグラインダー	D-1	無	安衛則第25条(動力伝導部に覆い又は囲いを設けていない)	平成23年7月	4720	23	0.5%	【理由①】 ・当該機械については、特約店・販売店を通じて販売しており、所有者が判明していないものが相当数あるため。
	高速テープ止機	D-1	無	安衛則第25条(ボール紙の角をテープで接着する当該機械の動力伝導部分に、覆い又は囲いを設けていない)	平成21年3月	約1000	162	16.2%	【理由①、②】 ・販売店や特約店による協力が不十分で、機械の譲渡先が把握できないため。 ・改善費用が有償であり、ユーザーの理解が進まないため。
	堅型ミキサ	D-1	無	安衛則第25条(パンの原材料を攪拌する機械で、回転軸端部の作動上の注油口が突起していて、覆い又は囲いを設けていない)	平成24年11月	260	11	4.2%	【理由②、③】 ・機械メーカーの努力不足(ユーザーの把握、働きかけが不十分)であるため。 ・改善費用が有料であり、ユーザーの理解が進まないため。

※労働安全衛生規則第25条は作動部分上の突起物等の防護措置を定めるもので、具体的には、「①作動部分上の突起物については、埋頭型とし、又は覆いを設けること」、「②動力伝導部分又は调速部分については、覆い又は囲いを設けること」となっています。